

# 社会保障協定の締結の進捗状況等

# 社会保障協定の締結について

- 国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働く者も引き続き増加傾向にある。

(参考)	平成12年10月現在	→	平成25年10月現在
海外在留邦人数	526, 685人	→	839, 516人
うち民間企業関係者	140, 260人	→	257, 985人

- 日本の適用事業所の被用者が海外で働く場合に、就労地国の社会保障制度にも加入が必要な場合があり、日本の社会保障制度との保険料の二重負担や、保険料を支払っても就労地国の老齢年金の受給資格が得られない場合がある等の課題がある。  
→ それらの解消を図るためには、日本と就労地国との間における社会保障協定の締結を促進する必要。

- 平成12年2月の日独社会保障協定以降、現在までに15ヵ国との間で発効済み。(P3参照)

(参考)・相手国制度の適用免除を受けた件数(平成11年度～平成26年度累計)	約17.3万件
・協定に基づく加入期間の通算等による相手国年金の受給者数(平成25年度)	約6.3万人
※ドイツ、米国、ベルギー、オランダについては加入期間の通算によらない年金受給者を含む。	
・協定に基づく加入期間の通算により受給可能となった日本年金の裁定件数(平成11年度～平成26年度累計)	2,349件

## ➡ 引き続き、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進

### <参考 外国人脱退一時金制度について>

- 短期滞在の外国人の場合には保険料納付が老齢給付に結び付きにくいことがあるという問題について、本来的には社会保障協定の締結により解決すべき問題であるが、協定による解決には時間がかかるという実態を踏まえ、加入期間を通算できるようにする社会保障協定が締結されるまでの「当分の間」の暫定的・特例的な措置として、平成6年改正において「外国人脱退一時金制度」を創設。(平成7年施行)

(参考)平成25年度支給実績

裁定件数 約55,000件      裁定金額 約196億円

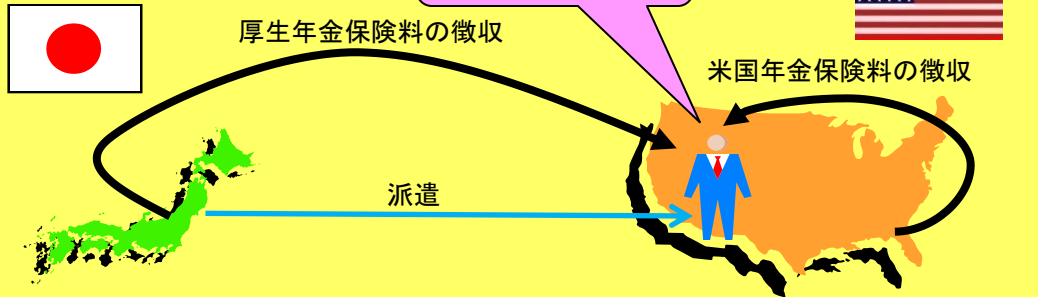
※保険給付として支給されるものであるが、支給額については、保険料拠出のうち本人負担相当分(国民年金は拠出した保険料の半額相当分)、かつ上限を3年分としている。

# 社会保障協定について

○ 社会保障協定のねらい → 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決

## ○ 協定発効前

【二重負担の課題】

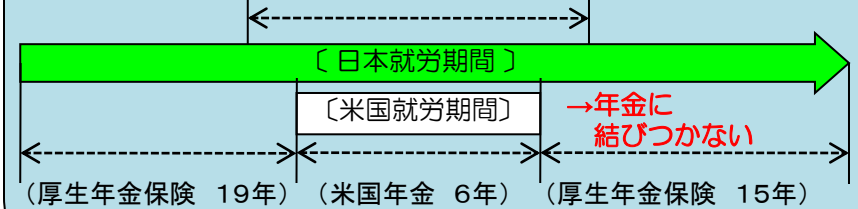


○ 日本の厚生年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要

【年金受給資格の確保の課題】

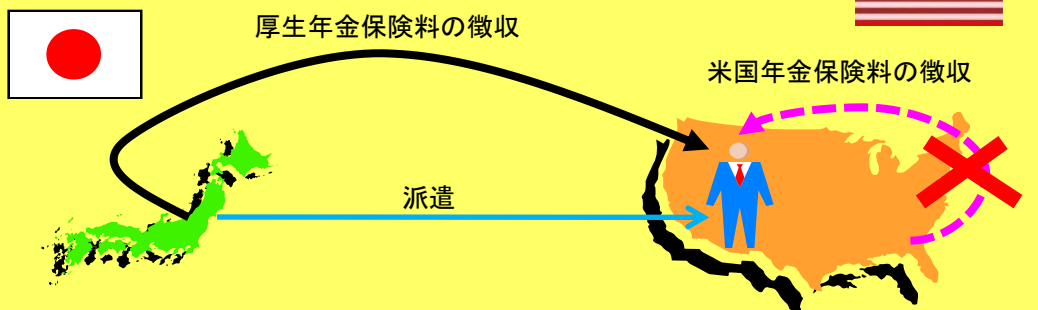
…米国年金の最低加入期間である10年を満たさず、米国年金は不支給。

(米国年金の最低加入期間: 10年)



## ○ 協定発効後

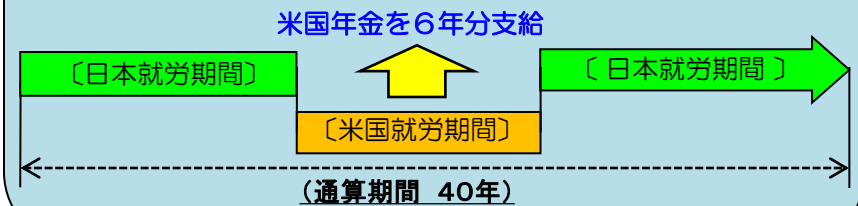
【二重負担の解消】



○ 短期の派遣（5年以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除（原則は就労国で加入）。

【年金受給資格期間の通算】

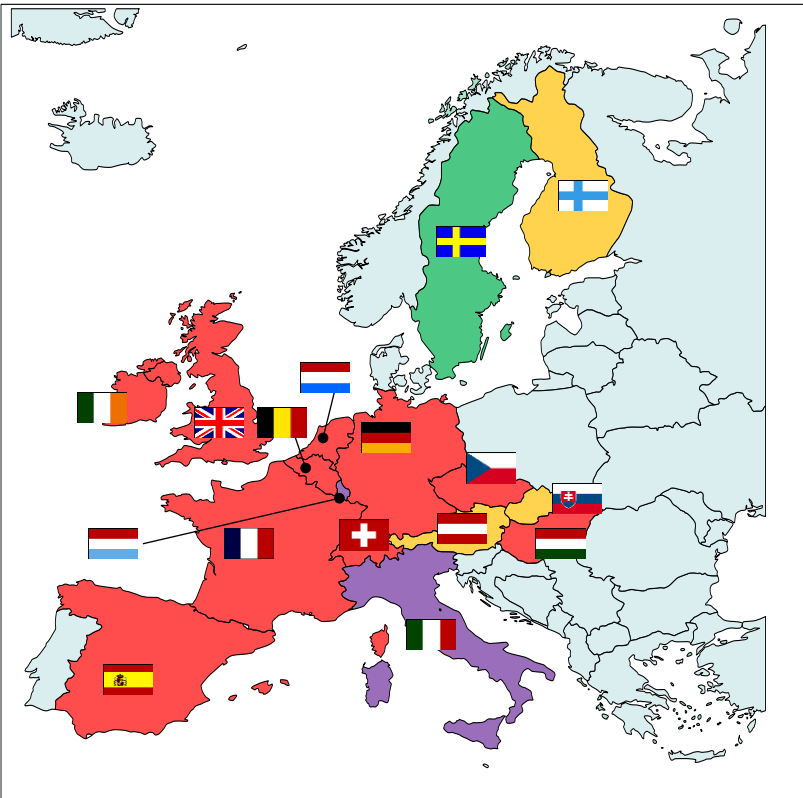
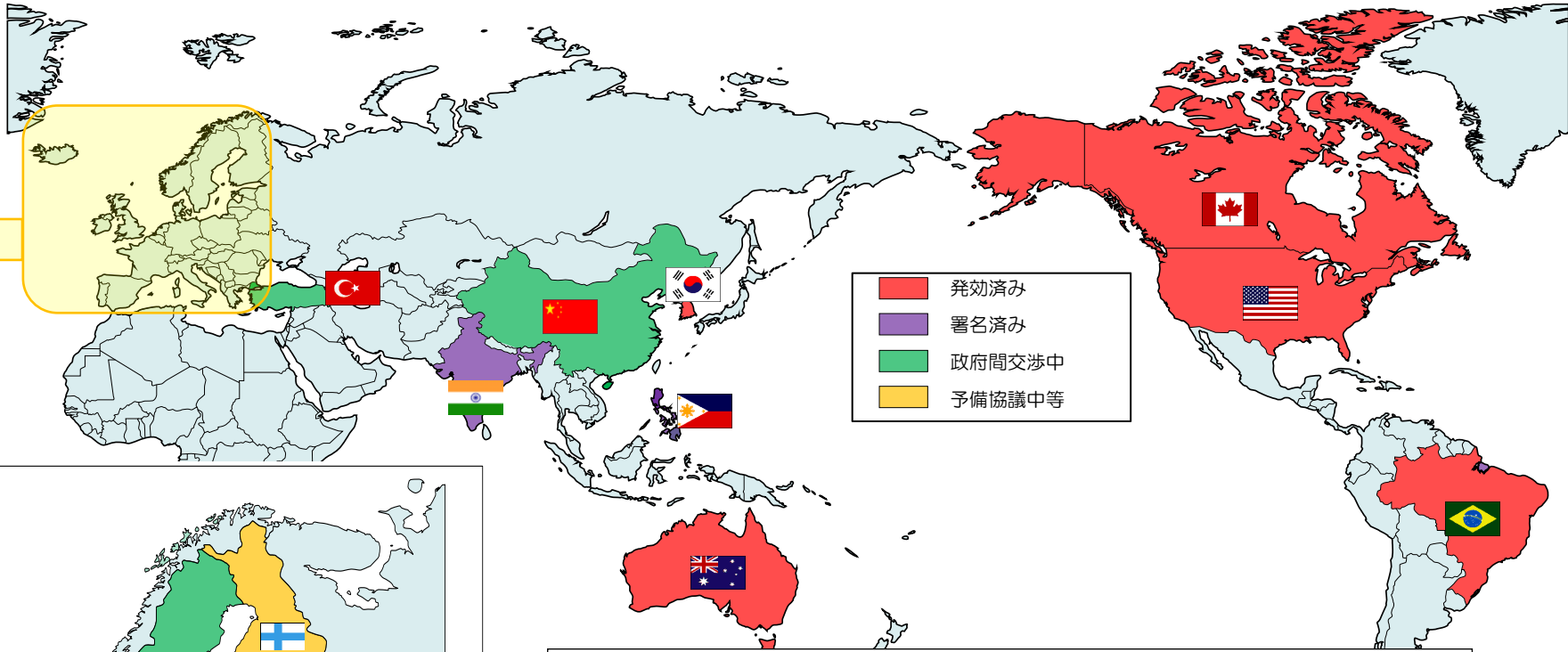
…両国の期間を通算すると40年(34年+6年)となり、米国年金の最低加入期間を満たし、米国年金の受給が可能(ただし、支給額は6年分)。



○ 日本が社会保障協定を締結（発効済み）している国（15カ国）：ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー。（英国及び韓国については通算規定を含まない。）

# 社会保障協定の締結状況

2015年11月19日現在



(1) 発効済み 15カ国		
	ドイツ	平成12年 2月発効
	英国	平成13年 2月発効
	大韓民国	平成17年 4月発効
	アメリカ	平成17年10月発効
	ベルギー	平成19年 1月発効
	フランス	平成19年 6月発効
	カナダ	平成20年 3月発効
	オーストラリア	平成21年 1月発効
	オランダ	平成21年 3月発効
	チェコ	平成21年 6月発効
	スペイン	平成22年12月発効
	アイルランド	平成22年12月発効
	ブラジル	平成24年 3月発効
	スイス	平成24年 3月発効
	ハンガリー	平成26年 1月発効
(2) 署名済み 4カ国		
	イタリア	平成21年 2月署名
	インド	平成24年11月署名
	フィリピン	平成27年11月署名
	ルクセンブルク	平成26年10月署名
(3) 政府間交渉中 3カ国		
	スウェーデン	平成23年10月第1回政府間交渉実施
	中国	平成27年11月第4回政府間交渉実施
	トルコ	平成27年 8月第4回政府間交渉実施
(4) 予備協議中等 3カ国		
	スロバキア	平成23年11月第3回当局間協議実施
	オーストリア	平成27年6月第4回当局間協議実施
	フィンランド	平成25年12月第3回当局間協議実施

## 各社会保障協定の内容

社会保障協定の 相手国	発効日	二重負担の防止		年金の 期間通算
		日本側免除制度	相手国側免除制度	
ドイツ	平成12年2月	年金	年金・雇用保険	有
イギリス	平成13年2月	年金	年金・雇用保険	無
韓国	平成17年4月	年金	年金	無
アメリカ	平成17年10月	年金・医療	年金・医療	有
ベルギー	平成19年1月	年金・医療	年金・医療・労災・雇用保険	有
フランス	平成19年6月	年金・医療	年金・医療・労災	有
カナダ	平成20年3月	年金	年金	有
オーストラリア	平成21年1月	年金	年金	有
オランダ	平成21年3月	年金・医療	年金・医療・雇用保険	有
チェコ	平成21年6月	年金・医療	年金・医療・雇用保険	有
スペイン	平成22年12月	年金	年金	有
アイルランド	平成22年12月	年金	年金	有
ブラジル	平成24年3月	年金	年金	有
スイス	平成24年3月	年金・医療	年金・医療	有
ハンガリー	平成26年1月	年金・医療	年金・医療・雇用保険	有

# 外国人脱退一時金制度の概要

## ＜厚生年金保険における脱退一時金制度＞

### 1 概要

- 日本国籍を有しない者が次のいずれにも該当する場合には、保険料の本人負担分相当額を基準とした脱退一時金の支給を請求することができる。(厚生年金保険法附則第29条)
  - ① 老齢厚生年金の受給資格期間(25年)を満たしていないこと
  - ② 日本国内に住所を有さなくなったこと
  - ③ 厚生年金保険の被保険者期間を6か月以上有すること
  - ④ 障害厚生年金を受給したことがないこと
  - ⑤ 帰国後2年以内であること

### 2 支給額

厚生年金保険の被保険者であった期間に応じて、その期間の平均標準報酬額に支給率(※)を乗じて得た額(最大で36ヶ月(3年)分)

※支給率 = (最終月の属する年の前年10月の保険料率) × 1/2 × (下の表に定める月数)

被保険者であった期間	月数
6か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上	36

## ＜国民年金における脱退一時金制度＞

### 1 概要

- 日本国籍を有しない者が次のいずれにも該当する場合には、保険料の本人負担分相当額を基準とした脱退一時金の支給を請求することができる。(国民年金法附則第9条の3の2)
  - ① 老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていないこと
  - ② 日本国内に住所を有さなくなったこと
  - ③ 第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して6か月以上有すること
  - ④ 障害基礎年金を受給したことがないこと
  - ⑤ 帰国後2年以内であること

### 2 支給額

最後に保険料を納付した月が平成27年度に属する場合は次の表のとおり。

保険料納付済期間	支給額
6か月以上 12か月未満	46,770 円
12か月以上 18か月未満	93,540 円
18か月以上 24か月未満	140,310 円
24か月以上 30か月未満	187,080 円
30か月以上 36か月未満	233,850 円
36か月以上	280,620 円

※給付水準は、納付した保険料の半額相当分を基準として設定。

※ 外国人脱退一時金制度については、将来の廃止を念頭に置きながら、社会保障協定の締結状況を踏まえつつ縮小を図る。